

文化環境配慮方針(共通配慮事項)

1. 生活・地球環境の保全

■騒音、振動、水質汚濁等の防止対策の徹底

工事に伴い予想される公害の防止対策は、設計書への施工条件の明示や技術通達集等によって行われているが、発生した場合は、地域住民の精神的・身体的負担だけでなく、稀少生物種の生息環境を破壊するような、生態系にも重大な影響を及ぼす場合もあることから、様々な角度からの対策を検討する。

■水の有効利用、自然循環等への配慮

本県の水環境は、恵まれた自然環境を背景に全体としてほぼ良好な状態であるとはいえ、一部には悪化傾向もみられる。

水は無限ではないことを念頭に置き、自然の浄化能力を超える環境負荷の回避はもちろん、有効利用のための施設の設置や、蒸発・降水・浸透・貯留・流下・海洋への流入といった自然循環を中断しない工法、構造、素材(雨水浸透素材等)の活用を検討する。

■省資源・省エネルギー・リサイクルの推進

オゾン層の破壊、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、温暖化などといった地球環境問題を解決し、持続可能な社会を築いていくためには、県民、事業者、行政が一体となって取り組む必要がある。

そのためには、省資源・省エネルギー・リサイクルといった身の回りからできる取り組みが、重要であるが、行政としては、普及啓発活動等のソフト施策だけでなく、事業者、消費者の立場で行う様々な活動において、率先して取り組まなければならない。

これまで、一部では建設副産物(コンクリートやアスファルト等)の削減とリサイクル、太陽光や風力等のクリーンエネルギーの導入などの取り組みも認められるが、現状では決して十分といえる状況ではない。今後、様々な分野で省資源・省エネルギー・リサイクルについて意識をし、積極的な取り組みを検討していく。

この一環として、事業の実施にあたっては、再生産が可能で、循環型資源でもある県内産木材の活用も検討する。

2. 健全な生態系の維持・創造

■多様な生態系の維持・創造

本県は、温暖多雨の気候に加え、長い海岸線と1,800m級の山々を背景に、温暖帯林から亜寒帯林までの植生のほか、アコウなどの亜熱帯植物の自生も認められる。また動物も、豊かな植生と地形から日本で唯一生息確認されたニホンカワウソをはじめヤイロチョウ、クマタカなどの稀少種が確認されている。特に鳥類と昆虫類は、南方系と北方系のものが入り交じり、宝庫ともいえる。この多様な生態系を次世代に引き継ぐことは我々の責務である。

人は、自然の恵みを得るため、また逆に自然の脅威から身を守るため、様々な形で自然環境に手を加えてきたが、その人間による環境への負荷が、自然の復元能力を超えると、生態系が崩壊するだけでなく、現在の我々の健康や身の回りの環境に影響を及ぼすこととなる。

我々が事業を実施するにあたっては、自然環境に配慮した規模、箇所、工法、素材等を検討するほか、影響を及ぼす場合は、その復元と創造に努めることとする。

■野生生物等の生息・生育状況の把握

自然が残されている地域では、「保存」、「保全」、「復元」、「代償」の視点・手法の導入を、また、失われた地域では「創造」についても検討する。

この場合、生息・育成する生物が希少種か否か、事業が計画・実施・管理等のどの段階にあるかによっても採るべき手法が異なる場合もあるので、適切な調査による状況把握に努める。

保 存	何もしないでそのまま残すこと。
保 全	自然に手を加えたり、改変する場合に、保護と利用の両方を考え、自然を良好な状態に保ちながら、自然資源の永続的で合理的な活用を図ること。
復 元	自然改変する場合に、自然の質を極力低下させないように、あるいは改変した場合、失われた元の自然環境と同質の環境を復元すること。
代 償	失われた自然環境とほぼ同等なものを別の場所に再生したり、自然環境を復元しても不十分な場合に、新しい環境の再生や、代替環境を供給すること。
創 造	既に自然が失われている場所に、失われた自然を呼び戻すものであり、新たに自然環境を創造したり、自然と人工物を調和させること。

■ビオトープの創出・保全

ビオトープは、「特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域」(生態学辞典(築地書館))を意味するが、開発にあたっては、多様な環境条件の整備を行い、可能な限り多くの野生動植物が生息・育成できる自然環境の復元と創造を検討する。

■多孔質空間の確保

朽木、砂礫地、石積みなどの孔や隙間は、生物にとって営巣の場であり、隠れ場所であり、また採餌の場でもある。

孔や隙間に、多様な生物が生息するためには、人工的な整然としたものより、大小様々な孔や隙間の確保が大切なことから、工法や素材を工夫し、より自然に近い多孔質な空間の確保を検討する。

■動物の移動経路の確保

動物は採餌や繁殖などのための行動圏を持っているといわれるが、開発行為による動物の移動経路の分断は、動物の生息範囲を縮小し、生態系に影響を及ぼすだけでなく、路上での動物と自動車等との衝突事故等をも惹起する。

また、水生生物についていえば、遡上・降海型の魚類への影響に限らず淡水性の魚類にとっても河川の連続性が失われることとなる。

このため、必要に応じて動物が移動するためのトンネル、横断橋、側溝等を設けるとともに、堰やダム等の建設では、魚の遊泳力以下の流速となる魚道など、様々な工夫を凝らして魚道の設置を検討する。

■鳥獣の繁殖時期及び鳥類の渡来時における騒音・振動等の防止

野生生物は、生息条件が揃っていても、人為的な騒音や振動によって営巣や渡来を中止するケースがある。希少種の生息する地域や鳥類の渡来地として有名な地域では、その種の繁殖時期と渡来時期における工事の回避や、低振動・低騒音型の建設機械の導入を検討する。

■夜間照明の工夫

野生生物の生殖・生息等に影響を与えない光度、光源の採用や、遮光植栽の導入を検討する。

■自然分解が困難な薬剤の使用抑制

生態系への影響と環境への負荷を避けるため、自然界で分解が困難な薬剤の使用はできるだけ控えることを検討する。

■維持管理等の分野では、ボランティアによる協力やグラウンドワーク手法の導入を検討

施設等の維持管理や、地域の環境改善と保全は、地域住民やボランティア活動に取り組んでいる方をお願いしたり、グラウンドワーク手法によって行うことを検討する。

3.自然景観への配慮

■ランドスケープをキーワードとした公共事業

本県は、緑と清流に囲まれた豊かな自然と温暖な気候、そして美しい海に面した素晴らしい立地特性を有している。

この豊かな自然からなる景観は、高知らしさ、地域らしさのキーワードであり、全国に誇り得る貴重な地域資源として情報発信するとともに、次世代に引き継ぐことは我々の責務である。

開発と保全は、時に相反する行為であるが、公共事業の地域景観の形成に果たす役割は非常に大きく、この恵まれた地域資源を安易に壊すことなく、自然と景観に配慮した事業の実施を検討する。



■必要最小限の地形改変

現況地形を保全することは、在来植種や野生生物の生息・生育の立地条件となってきた環境の保全だけでなく、今日的には野生生物の移動空間の確保と景観の保全にもつながる。

現況地形を活かす工法や構造等を採用することで、地形改変は必要最小限に留めることを検討する。

■周辺景観に調和する工作物のデザインの採用

工作物は、周辺景観を損なわないことを基本とする。その配置・形・規模・色彩はもちろん、素材についても十分検討する。

地域の伝統工法や地場の素材を用いることも方法の一つである。

■郷土樹種による緑化

生態系への配慮や高知らしさの創出のためにも郷土樹種による緑化を基本とする。

緑化は、単に周辺景観との調和を図るというだけでなく、緑地の生態学的な連続性により、防音、防塵、大気の拡散と浄化のほか、みずみずしさやうるおい感の創出など、様々な効果が期待される。

■土地改変後の緑化の推進

修景と濁水の防止のほか、防災対策という意味からも、土地改変場所の速やかな緑化を検討する。



4.地域の文化の保存・活用

■高知らしさの創出

地域の「らしさ」は、自然や景観、歴史、文化、気候、地理的条件といったなかで、住民一人ひとりの日常生活の積み重ねの結果として、飾ったり、構えたりせず自然に醸し出される地域の雰囲気や住民の気質・行動などとして現れる地域の独自性である。

これまでの「らしさ」を育んでいくか、新たな「らしさ」を創造するか、いずれにしても、「らしさ」が長い日常生活の営みのなかから生まれるものである以上、開発行為に当たっては、住民が愛着と誇りと親しみを持てるモノを創造していくことが重要である。

そのためには、情報公開と併せて、住民の意見や意向を聞きながら事業を実施していくことを検討する。

■デザイン力を活かしたまちづくり

デザインは、地方が大都市圏と同じ土俵で勝負できる分野の一つである。建物、道路、橋などデザイン力を発揮できる対象は山ほどある。従前から多くの地域で採用されている画一的なデザインや、地域の特産をモニュメント的に取り入れる単純なデザインではなく、配置、形、大きさ、色彩、素材など、その地域の集落や自然の中にある周辺景観との調和に配慮しつつ、空間的・時間的につながりのあるデザインを採用することを検討する。このことが、景観としてまとまりのある地域の「らしさ」につながる。



■伝統工法・地域素材の導入

地域のモノを用いると、比較的違和感なく地域に馴染んだり、地域の個性の表現につながる場合もあることから、例えば、事業の一部に、地域に伝わる石組み工法を導入したり、地場の石を使った石畳の小道や広場を造るなど、時代考証にも配慮した伝統工法や地域(地場)の素材の導入を検討する。

なお、地域の素材を活用することで、コストを低く抑えられる場合もある。

■古いまちなみの保存・活用

歴史や気候風土、工法と素材からくる建物の形態と色調が、その地域に特有の雰囲気を出す。

こういった「まちなみ」の保存はもちろんであるが、開発行為でも、その雰囲気と調和した、空間的・時間的につながりのあるデザイン(配置、形、規模、色彩、素材等)を導入するなど、まちなみを意識した取り組みを検討する。このことが、地域の「らしさ」につながる。

■古木・名木等貴重な樹木の保存・活用

古木、名木等貴重な樹木やその群落は、地域住民に親しまれ、また由緒・由来のあるものが少なくないので、地域のランドマークや憩いの場等として保存・活用することを検討する。

また、移植以外に方法がない場合は、生育条件等について有識者から助言を受けながら、移植方法や場所について検討する。

■道標、石仏、屋敷林、ほこら等の文化的資源の保存・活用

古くから親しまれ、由緒・由来のある文化的資源は、地域の貴重な財産である。その中には、様々な角度から光をあててみることで、光輝くものや地域のシンボリック存在となるものもある。

地域の方々とともにその活用方法を考えていくことを検討する。

■歴史的文化財の保存・活用

文化財は、有形・無形文化財、民俗文化財、記念物、伝統的建物群等、多岐にわたる。文化財は地域の象徴でもあることから、指定文化財はもちろん、それ以外でも歴史的価値のある文化財は、積極的に保存するほか、地域のシンボルとしての活用の可否の検討や、文化財を意識し、調和するデザインの導入も検討する。

■伝統芸能、祭りなどの伝統行事等の保存・継承への配慮

大きな土地改変を伴う開発にあっては、地域の伝統芸能や伝統行事を途絶えさせる危険性もある。

地域の方々の意見を参考に工法等を工夫し、伝統文化の保存・継承の方策を検討する。